

報告第15号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、  
翌年度に繰越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

市川市長 田 中 甲

令和4年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	下水道施設長寿命化対策事業	円 34,700,000	円 0	円 34,700,000
			公共下水道整備雨水事業	388,900,000	95,951,610	230,847,000
			公共下水道整備汚水事業	4,989,146,551	2,518,768,891	2,444,882,000
			公共下水道計画策定事業	18,000,000	10,510,500	7,489,500
			西浦下水処理場建設費負担金	267,613,000	78,231,160	189,381,840

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円	円	円	円	円	
0	9,500,000	0	25,200,000	0	対象委託において、当初入札が不調となったことから契約時期に遅れが生じたこと、並びに令和4年度2月補正予算により予算化された委託について、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
223,800,000	7,000,000	0	47,000	62,101,390	対象委託において、委託内容の方針検討に不測の期間を要し契約時期に遅れが生じたこと、並びに令和4年度2月補正予算により予算化された委託について、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。 対象工事においては、他企業管の移設が遅延していることから、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 また、令和4年度12月補正予算により予算化され、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
2,058,000,000	386,700,000	0	182,000	25,495,660	対象委託・工事において支障物等の対応に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。 また、他企業管の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
0	0	0	7,489,500	0	対象委託において、国からの交付金の移行依頼が令和4年12月に来たことから、委託の発注時期が年度末となり、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
189,300,000	0	0	81,840	0	本市が建設費の一部を負担する船橋市の西浦下水処理場建設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。